



豚熱ワクチン接種地域からの豚の移動に注意しましょう

先日、福島県の野生イノシシで豚熱感染が確認されたことを受けて、福島県、宮城県、山形県が豚熱ワクチン接種推奨地域に追加されました。これらの県では順次、ワクチンの接種が開始されます。

ワクチン接種地域からの豚生体等の移動には制限がありますので、以下の点に十分注意してください。

- ① **豚熱ワクチンが接種された豚の生体、精液、受精卵は、接種地域外に移動できません。**（受入体制が整っていると畜場への直接搬入を除く。詳細は家畜衛生情報No.8を参照してください。）
- ② やむを得ず福島県、宮城県、山形県から豚を移動する場合は、**ワクチン非接種農場（農場内にワクチン接種豚がない）の豚に限り、移動が可能です。**
- ③ その場合は、移動前に**豚に異常が見られないこと、移動元がワクチン非接種農場である旨の証明書が添付されていること**を確認してください。
- ④ 豚の輸送は消毒済みのトラックで行い、**ワクチン接種県の他の農場を経由しない**ようにしてください。

※ ②～④については、本県から福島県、宮城県、山形県へ対応を要請しています

⚠️ ワクチン接種豚が誤って本県に移動されてしまうと…

- 抗体検査で陽性になった場合に、野外ウイルスに感染した豚なのか、ワクチン接種豚なのか区別ができないため、防疫に支障をきたします。
- 豚熱流行地域のワクチン接種豚は、野外ウイルスに感染していても症状を示しません。この豚を移動することで、気が付かないうちに野外ウイルスを農場に持ち込んでしまう可能性を否定できません。